

行橋市小規模保育事業 整備事業者募集要項

(令和元年度版)

行橋市 福祉部 子ども支援課

目次

1	小規模保育事業の整備事業者募集	1
2	募集概要	1
3	整備事業者に関する要件	1
4	施設及び設備に関する要件	2
5	運営に関する要件	3
6	募集から開所までのスケジュール概要	3
7	応募に係る提出書類	3
8	整備事業者の選考及び決定	5
9	施設整備及び運営費に対する補助金等	5
10	その他	6
11	自主整備	7
12	問い合わせ先	7

1 小規模保育事業の整備事業者募集

「小規模保育事業」は、3歳未満児を対象とし、定員6人から19人の少人数で保育を行う事業です。少人数であるため、きめ細かな保育を行うことができます。事業類型がA型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育に近い類型）に分かれており、設備・定員等の認可基準がそれぞれ定められています。さらに小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が求められています。

行橋市では、近年発生している待機児童が0～2歳児中心であること、10月からの幼児教育の無償化により新たな保育ニーズが発生すると予想されることを踏まえ、0～2歳児の供給量の確保を重点的に行うことを目的として、小規模保育事業所の創設を推進するため、小規模保育事業所を整備する事業者（以下「整備事業者」といいます。）を募集します。

2 募集概要

- (1) 事業類型 小規模保育事業A型又は小規模保育事業B型
- (2) 利用定員 15人以上
- (3) 募集数 2箇所
- (4) 募集地域 市内全域
- (5) 開所予定時期 令和3年4月

3 整備事業者に関する要件

- (1) 行橋市内において、幼稚園、保育所又は認定子ども園等を設置・運営している法人又は届出保育施設等を運営している個人。ただし、法人については、政治的な目的のために設立された法人及び暴力団等と密接な関係のある法人は除く。また、個人については、開所予定時期までに小規模保育事業所を運営する法人を設立できる者とする。
- (2) 児童福祉法第34条の15第3項に規定する基準を全て満たすこと。
- (3) 「家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に示されている基準を全て満たす者。
- (4) 本要項に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、行橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守して小規模保育事業所を設置・運営ができること。

4 施設及び設備に関する要件

原則、整備事業者が所有する建物の改修による新規開設とします。床面積が100㎡を超える場合、建築基準法上の用途を「保育所」としてください。

ただし、賃貸物件を利用して整備を行うのであれば、申請時点で賃貸借契約又はその予約契約を締結するか、借主・貸主双方で合意を得てください（期間はいずれも10年以上）。

	A型	B型
対象年齢	0～2歳児	
利用定員	6～19人	
保育室等の設置	0～1歳児 乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）	
	2歳児 保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上） 屋外遊戯場（事業所の付近にある代用場所を含む。1人につき3.3㎡以上）	
	調理設備 便所	
耐火・耐震等の設備基準	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合、「行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備基準を全て満たすこと	
	現行の耐震基準を満たすこと ※現行の耐震基準以前の建物の場合、耐震診断を実施し基準を満たすか、耐震改修実施済であること	
職員の配置	保育士	保育士+保育従事者（※） （※）市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修の修了者
	施設長（管理者） 嘱託医 調理員（調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は置かないことができる）	
保育士配置数	0歳児 3人につき1人 1～2歳児 6人につき1人	
	※上記に加え、保育士を1人以上追加配置	※上記に加え、保育従事者を1人以上追加配置 ※半数以上は保育士のこと

5 運営に関する要件

- (1) 開所時間 平日・土曜日ともに下記のとおり。ただし、連携施設の開所時間に伴う変更は考慮します。
7時～18時（保育標準時間は11時間）
8時30分～16時30分（保育短時間は8時間）
- (2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 給食 原則として自園調理
- (4) 市内の幼稚園、保育所又は認定子ども園のいずれかから連携施設を確保し、承諾を得ると共に書面で協定等を結ぶこと。ただし、整備事業者と同一法人が運営する施設を連携施設とする場合、協定等の締結は不要です（理事会等で承認を得てください）。
- (5) 第三者委員会を設置するなど苦情相談及び解決の仕組みを整備すること。

6 募集から開所までのスケジュール概要

内容	時期
募集要項の公表、配布の開始 応募にかかる質問受付の開始	令和元年6月18日（火）
募集要項等に対する質問受付の締切	令和元年6月28日（金）
募集要項等に対する質問の回答	令和元年7月12日（金）予定
応募の締切	令和元年7月26日（金）
整備事業者の選定及び決定	令和元年7月下旬～8月下旬
施設の整備	令和2年12月頃まで
事業の認可・確認	令和3年3月末まで
開所	令和3年4月頃

※質問については「質問票」に質問内容を記入し、FAX又はメールで担当課までお問い合わせください。

※上記スケジュールは変更がある場合があります。

7 応募に係る提出書類

- (1) 提出期間 令和元年7月19日（金）～令和元年7月26日（金）
- (2) 提出部数 正本1部 副本8部
- (3) 提出場所 行橋市役所 福祉部子ども支援課子ども未来係
TEL 0930-25-3988（直通）
- (4) 提出方法 あらかじめ電話連絡によりご予約の上、提出場所まで書類を持参してください。※郵送、メール不可

(5) 提出書類 下記のとおり

資料 番号	提出書類	備考・様式
1	申請書	様式第1号
2	法人に係る概要等調書	様式第2号 法人パンフレット等を添付すること
3	法人の定款の写し ※個人の場合は不要	代表者の原本証明が必要
4	役員名簿及び代表者の経歴書	様式は任意
5	法人の登記履歴事項全部証明書 ※個人の場合は住民票	申請日3ヶ月以内に発行された原本
6	法人の決算書 ※個人の場合は本市納税証明書	代表者の原本証明が必要 直近3ヵ年分
7	小規模保育事業所設置計画概要	様式第3号
8	小規模保育事業所設置計画地 位置図	様式第4号
9	屋外活動に関する調書 ※屋外遊戯場が有る場合は不要	様式第5号
10	連携施設に関する調書	様式第6号
11	土地及び建物の登記履歴事項 全部証明書	申請日3ヶ月以内に発行された原本 建物については、新築の場合は不要
12	確認済証及び検査済証の写し ※賃貸の場合、賃貸借契約書・ 貸主と合意した旨を証する書類 などの写し	新築の場合は不要 ※賃借料、契約期間等の条件が記載 されていること。借主・貸主の双方 の署名捺印のある書類であること
13	配置図・平面図	図面の記載事項は関係書類様式のシ ートを参照
14	工事費等概算見積書	施設整備費、備品購入費等が確認で きる設計会社等が発行したもの
15	工事工程表	設計会社等が作成したもの
16	資金計画書	様式第7号
17	職員配置計画表	様式第8号
18	管理・運営に関する調書	様式第9号
19	運営に対する考え方・方針に 関する調書	様式第10号
20	誓約書	様式第11号
21	その他	事業計画書を補足する添付書類等

※個人の場合は、設立予定の法人に関して可能な限り記入してください。

※提出書類の記載事項において、記入欄等が不足する場合は別紙を添付してください。

- (6) 提出書類の取扱い 提出された書類は返却しません。なお、本市が指示した場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めません。
- (7) 提出書類は、行橋市情報公開条例に基づき、法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる場合等の非公開情報を除き、行政文書として情報公開の対象となります。公表等のため必要と認められる場合は、本市が提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出書類はA4版（図面はA3版）とし、資料番号の順番でファイル等に綴ってください。
- (9) 本市が必要と認める場合は、別途書類の提出を求めます。

8 整備事業者の選考及び決定

- (1) 選考 行橋市保育園整備等検討委員会において選考します。
書類審査の他、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。
- (2) 辞退 申請後であって整備事業者決定前に辞退しようとする場合、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 失格 提出書類に虚偽の記載があった場合、審査等に当たり不正又は不当な行為があった場合は失格とします。また、提出書類の受理後であっても、本募集要項の応募資格、整備条件等を満たしていない場合や書類が不足している場合には、失格となることがあります。
- (4) 決定 行橋市保育園整備等検討委員会からの選考結果の報告を受けて、本市が整備事業者を決定します。なお、決定後、全ての申請事業者に対して通知します。
- (5) 公表 決定した整備事業者名等は公表します。

9 施設整備及び運営費に対する補助金等

(1) 施設整備に対する補助金

小規模保育事業所の施設整備に当たっては、以下のような国の補助金制度を活用し、予算の範囲内で補助を行う予定です。補助対象外の経費、補助対象であっても補助基準額以上のものは、自己負担となります。ただし、補助金交付には国との協議が必要であり、事業採択及び補助金交付を保証するものではありません。なお、小規模保育事業開始後、諸事情により事業を廃止する場合には、設備の耐用年数に応じて補助金の返還を求める場合があります。

○保育所等整備交付金（国 2/3 市 1/12 整備事業者 1/4）

1 事業所当たり 補助基準額の上限 交付要綱に定める額

※既存建物の買収、土地の買収又は整地、職員の宿舍に要する費用などは対象外

○保育対策総合支援事業費補助金（国 2/3 市 1/12 整備事業者 1/4）

1 事業所当たり 補助基準額の上限 22,000千円

※改修費等、賃借料（敷金を除く。）

(2) 運営費に対する委託料

子ども・子育て支援法第29条に基づく地域型保育給付費を支給します。

(3) 子ども・子育て支援事業に係る補助金

実施する保育事業（延長保育事業、一時預かり事業等）に応じて、国・県の補助金を財源として補助金を交付します。

10 その他

(1) 開設しようとする小規模保育事業所の近隣に、既存の小規模保育事業所又は認可保育所がある場合、設置が認められないことがありますので事前にご相談ください。

(2) 小規模保育事業所の施設名称が、市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると本市が判断した場合、名称を変更していただくことがあります。

(3) 応募及び申請に必要な費用は、可否に関係なく申請事業者の負担とします。

(4) 施設整備に係る工事請負業者の決定については、競争入札によることとし、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。

(5) 開設しようとする場所の地元自治会・近隣住民等に対し、工事の際の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について申請前及び決定後に適切に説明し、地元自治会・近隣住民等の理解を得てください。

(6) 応募数が募集数を下回る場合であっても、選考及び審査の結果、本市が整備事業者として決定しないことがあります。

(7) 選考結果による決定は、認可を確約するものではありません。改めて「行橋市家庭的保育事業等の認可に関する要綱」に基づき書類を提出していただき、基準等を満たすかどうか確認した後に認可となります。なお、応募に係る提出書類と認可に係る提出書類が一部重複していますが、提出書類の省略はできません。

(8) 「行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、 「行橋市家庭的保育事業等の認可に関する要綱」のほか、本市の関係条例等については、行橋市ホームページの左下にある行橋市関連ページ「例規類集検索（第8類第2章 児童福祉が中心）」で確認をお願いします。

1 1 自主整備

小規模保育事業所を自主整備する場合でも、今回の募集に応募してください。

自主整備では、整備事業者の自己負担において施設を整備することになりますが、選考や審査の結果によっては、整備事業者として認めない場合があります。その場合、施設整備費等に対する賠償は一切受け付けません。

要件等については、基本的に自主整備であっても本要項の要件を満たす必要があることには変わりはありませんが、以下の点で要件が異なりますのでご注意ください。

- (1) 利用定員 11人以上
- (2) 募集数 1箇所程度
- (3) 開所時期 設定なし（ただし、令和3年4月まで）
- (4) 工事請負業者の決定 法人の内部規程等に基づいて実施

1 2 問い合わせ先（担当課）

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 福祉部 子ども支援課 子ども未来係

TEL 0930-25-3988（直通）

FAX 0930-22-7952

E-mail kodomo@city.yukuhashi.lg.jp